

新旧対照表

投資信託受益権振替決済口座管理約款	
新	旧
<p>第1条～第3条（現行どおり）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第4条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第16項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第5条～第11条（現行どおり）</p> <p>（お客様への連絡事項）</p> <p>第12条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様に通知します。</p> <p>（1）最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p>（2）残高照合のための報告</p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に移動があった場合に、四半期に1回以上通知します。</p> <p>但し、お取引がない場合は、お渡しする頻度を1年に1回以上とする場合があります。</p> <p>また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のリスクマネジメント部へ直接ご連絡下さい。</p> <p>3 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第31項に規定す</p>	<p>第1条～第3条（省略）</p> <p>（共通番号の届出）</p> <p>第4条 お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたとき、その他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</p> <p>第5条～第11条（省略）</p> <p>（お客様への連絡事項）</p> <p>第12条 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様に通知します。</p> <p>（1）最終償還期限（償還期限がある場合に限ります。）</p> <p>（2）残高照合のための報告</p> <p>（3）<u>お客様に対して機構から通知された事項</u></p> <p>2 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に移動があった場合に、四半期に1回以上通知します。</p> <p>但し、お取引がない場合は、お渡しする頻度を1年に1回以上とする場合があります。</p> <p>また、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行いますので、その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社のリスクマネジメント部へ直接ご連絡下さい。</p> <p>3 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客</p>

る特定投資家（同条第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

4 当社は、第2項に定める残高照合の為のご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの（電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。）については、第2項の規定にかかわらず、残高照合の為のご報告を行わないことがあります。

（1）個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面

（2）当該デリバティブ取引等に係る取引の条件を記載した契約書

第13条～第20条（現行どおり）

附 則

2006年10月31日 制定
2007年1月4日 施行
2009年1月5日 施行
（2008年10月31日 改定）
2009年11月20日 施行
2010年7月1日 施行
2012年1月1日 施行
2013年9月6日 施行
2015年12月14日 施行
2017年1月1日 施行
2017年5月30日 施行
2019年3月1日 施行
2021年6月21日 施行

様が特定投資家（金融商品取引法（以下、「金商法」といいます。）第2条第31項に規定する特定投資家（同条第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第13条～第20条（省略）

附 則

2006年10月31日 制定
2007年1月4日 施行
2009年1月5日 施行
（2008年10月31日 改定）
2009年11月20日 施行
2010年7月1日 施行
2012年1月1日 施行
2013年9月6日 施行
2015年12月14日 施行
2017年1月1日 施行
2017年5月30日 施行
2019年3月1日 施行
2021年6月21日 施行

2025年8月1日 施行